

【テーマ3】 生涯を通じた「こころの健康問題」への対策

めざす方向

- 「こころの健康」は、人がいきいきと自分らしく生きるために重要なことであり、生活の質にも大きく影響します。
- 対象者に応じたこころの健康問題への本人やその周囲の人の対応力向上を目指すとともに、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症、自殺にかかる対策の強化や虐待事例など、こころの健康や精神疾患の相談・治療・回復について切れ目のない支援体制の構築を推進します。
(中長期の目標・指標)
- ・府民のこころの健康が保持されるための啓発、相談体制の充実や関係機関との公民連携強化により、府民を支えるための仕組みの充実を図ります。

対象者に応じたこころの健康問題への対応力向上

<今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）>

■ 妊産婦のこころの相談対応

- ・精神的に不安定になりやすい妊産婦に対して、精神保健福祉士や保健師、精神科医師等が、相談に応じる「大阪府妊産婦こころの相談センター」を運営して専門的な支援を行うとともに、関係機関等からの相談に助言を実施。

(参考指標：H29年度相談件数 395件)

■ 精神障がい者の退院後支援の充実

- ・精神科病院に入院している措置入院者等のうち同意のある方について、府及び中核市の保健所（帰住先不明の方はこころの健康総合センター）が病院の協力を得て、本人の希望やニーズに基づいて「退院後支援計画」を作成し、退院後は計画に基づき支援を実施。

■ 子どものこころの健康問題への対応

(1) 教員や教育相談担当者の子どものこころの健康問題への対応力向上

- ・教育センター教育相談担当者・府立学校教員対象の研修を通じて、子どものこころの健康問題への啓発を進め、対応力の向上を図る。

➢ 教育相談担当者対象（5月実施）

「若年者のこころの特徴や自殺関連行動への対応」

➢ 府立学校教員対象（6月実施）

「10代に起こることの多いこころの問題・精神疾患」

<何をどのような状態にするか（目標）>

◇ 成果指標（アウトカム）

(定性的な目標)

- ・こころの健康問題を抱えた妊産婦が、悩みを相談し、解決できるようにするとともに、医療や相談機関が連携した支援体制が充実する。

◇ 成果指標（アウトカム）

(定性的な目標)

- ・精神科病院からの退院者が地域でその人らしい生活を安心して送れるようにするとともに、地域の関係機関が連携した支援体制が充実する。

◇ 成果指標（アウトカム）

(1) 教員や教育相談担当者の子どものこころの健康問題への対応力向上

(定性的な目標)

- ・教員の児童・生徒のこころの健康問題への対応力を高める

<進捗状況（H31.3月末時点）>

- 「大阪府妊産婦こころの相談センター」において妊産婦の相談に応じるとともに、関係機関への助言を実施。
相談件数 371件

- 精神障害者の退院後支援として、「措置入院者等退院後支援事業」を実施。
支援対象者数 45名

- 子どものこころの健康問題への対応力向上のための研修会を実施。
 - ・教育センター職員・教育相談員対象「若者の自殺予防」(5月) 13名参加
 - ・府立高校・支援学校の教職員対象「精神疾患の基礎知識」(6月) 68名参加
 - ・高校生対象「薬物乱用防止教室」
 - 東住吉高校(9月) 314名参加
 - 大阪市立高校(11月) 960名参加
 - 大手前高校(定時制)(1月) 38名参加

(2) 若者対象の相談電話の実施

- ・こころの健康総合センターで若者を対象とした自殺にかかる相談電話（わかものハートぼちぼちダイヤル）を実施。
（参考指標:H29 年度相談実数 81 件）
- ・電話相談番号を周知するため、教員等対象の研修の機会等を通じて、リーフレットを配布する。また、広報紙・インターネット等により周知に努める。

■ 勤労者、地域住民等へのこころの健康問題への対応力向上

- ・大阪産業保健総合支援センターと共催で、勤労者のこころの健康問題の相談等に関わる担当者を対象に講習会を実施。（3回 100人）
- ・地域住民を対象に、府及び中核市の保健所において、依存症やうつ等こころの健康づくりに関するキャンペーンや講習会等を実施し、普及啓発を実施。

(2) 若者対象の相談電話の実施

(定性的な目標)

- ・死にたいほどの悩みのある若者が、1人で抱え込まずに相談電話にアクセスできるようにする。

◇ 成果指標（アウトカム）

(定性的な目標)

- ・各事業者や地域保健活動に関わる職員の、こころの健康問題の知識・能力や対応力が向上する。

- ・府民のこころの健康づくりに関する理解を深める。

- 若者対象の相談電話（わかものハートぼちぼちダイヤル）を実施。

相談数 636 件

- わかものハートぼちぼちダイヤルの電話番号周知のため、教職員や自殺相談担当者の会議や研修の機会に、周知のリーフレットを配布。

配布回数 7 回、 配布枚数 503 枚。

- 大阪産業保健総合支援センターと共催で、産業保健スタッフを対象にした講習会を実施。

- ・「職場におけるゲートキーパー養成研修」（6月）
22 名

- ・「職場のメンタルヘルス～発達障がい職場不適合」（8月）
66 名

- ・「アルコール健康障がいと依存症」（9月）
49 名

- 地域住民を対象にしたこころの健康づくりに関するキャンペーンや講演会を、府及び中核市の全ての保健所で実施。

依存症対策の充実

<今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）>

■ 依存症者への相談支援の充実、依存症治療を行う医療機関の拡充

(1) 依存症者への相談支援の充実

- ・土日の相談窓口である「おおさか依存症土日ホットライン」を実施。

H30 年 6 月 2 日～H31 年 3 月 31 日の
土日の午後 1 時から 5 時まで実施



<何をどのような状態にするか（目標）>

◇ 成果指標（アウトカム）

(1) 依存症者への相談支援の充実

(定性的な目標)

- ・相談体制が充実することによって、依存症者やその周囲の人が、依存症について適切に相談ができ、必要な支援を受けることができるようになる。



<進捗状況（H31.3月末時点）>

- 「おおさか依存症土日ホットライン」を実施
相談件数 177 件（6月～3月末）

・こころの健康総合センター、府保健所、中核市保健所において、依存症の相談を実施。

〔参考指標 H29 年こころの健康総合センター相談実数〕

アルコール	37 人	薬物	70 人
ギャンブル等	157 人	その他	22 人

〔参考指標:H29 年度保健所相談実数〕

アルコール	502 人	薬物	114 人
ギャンブル等	52 人	その他	25 人

・こころの健康総合センターで薬物依存症・ギャンブル等依存症の家族を対象にした教室を実施。

薬物依存症の家族 8 回×1 グループ

ギャンブル等依存症の家族 7 回×2 グループ

・こころの健康総合センターや府保健所で市町村や相談支援事業所等関係機関職員を対象に、依存症への理解と支援方法を学ぶ研修や事例検討会を実施。

関係機関対象研修及び事例検討会 42 回

(2) 依存症治療を行う医療機関の拡充

- ・大阪精神医療センターにおいて、ギャンブル依存症支援専門プログラムを試行実施。
- ・依存症専門治療機関数を拡充。
- ・民間医療機関 2 か所において、薬物依存症者の治療プログラムをモデル実施。
- ・大阪精神医療センターで医療機関職員対象の研修を 2 回実施。

(2) 依存症治療を行う医療機関の拡充

(数値目標)

- ・依存症専門治療機関数の増加

(依存症専門治療機関数 10 か所)

(参考指標：平成 29 年度依存症専門治療機関数 7 か所(大阪市・堺市含む))

○こころの健康総合センター相談実数

アルコール	64 件	薬物	88 件
ギャンブル等	256 件	その他	22 件

○保健所(中核市含む)相談実数(4月～3月末)

アルコール	648 件	薬物	131 件
ギャンブル等	118 件	その他	54 件

○こころの健康総合センターで家族を対象にした教室を実施。

薬物依存症 参加者 9 人

ギャンブル等依存症 参加者 16 人

○関係機関職員向け研修を実施。

・こころの健康総合センター実施分(研修)

「依存症支援の基礎を学ぶ」(7月) 90 名

「ギャンブル等依存症研修(委託)」(7月、12月) 計 106 名

「依存症とその家族に対する相談支援」(11月) 46 名

「動機付け面接を生かした援助」(1月) 62 名

・こころの健康総合センター実施分(事例検討会)
6 回実施・計 162 名

・保健所実施分

全 11 府保健所で、事例検討会 12 回、研修 24 回実施。延べ 194 機関参加。

○依存症専門治療機関を新たに 4 か所選定。大阪市・堺市所在医療機関も含めて、12 ヶ所。

○大阪精神医療センターにおいて、ギャンブル等依存症支援専門プログラムを試行実施。

参加者 33 人

○民間医療機関 2 か所において薬物依存症の治療プログラムをモデル実施。

○大阪精神医療センターで医療機関職員対象研修を

■ 庁内連携体制の強化、医療機関や依存症自助団体等のネットワークによる公民連携の強化

- ・大阪府依存症庁内連携会議を開催し、庁内の連携体制を強化する。
- ・依存症関連機関連携会議及びその部会を開催し、依存症者支援の課題抽出、解決策の検討。
連携会議 2 回、3 部会× 2 回
- ・大阪アディクションセンター(*25)加盟機関・団体によるミニフォーラムを開催。
年 4 回
- ・府保健所において保健所圏域における精神保健医療に係る会議を開催し、依存症について検討。
各保健所において年 1 回以上
- ・身体科、精神科とアルコール専門医療機関の連携強化を目標に身体科における簡易介入法や連携方法についてのマニュアルを作成し、研修を開催。

■ 依存症についての正しい知識の普及と相談窓口の周知の強化

- ・依存症が病気であり、誰でもかかる可能性があるが、回復できることについての理解を促進するとともに、依存症の専門治療機関や専門相談機関についての周知を図る。
 - 依存症相談窓口についての周知用ポスター・チラシ・リーフレットの配布・掲示を実施。
 - ギャンブル等依存症啓発ポスターを大阪メトロ駅構内に掲示。
 - 依存症に関する府民向けシンポジウムを開催。

◇成果指標（アウトカム）

（定性的な目標）

- ・相談・治療・回復支援を行う関連機関の連携が強化されることにより、相談や治療を必要とする人が、適切な機関から必要な支援を途切れなく受けることができる体制を作る。

◇成果指標（アウトカム）

（定性的な目標）

- ・府民が依存症について正しい知識を持つことで、依存症に対する偏見がなくなる。
- ・相談や治療が必要な人が、適切な情報を得て、必要な支援につながる事ができる。

施。 10月20日 74名、1月26日 60名

- 大阪府依存症庁内連携会議を開催し、庁内の連携を強化。（9月、3月）
- 大阪府依存症関連機関連携会議（7月、2月）、アルコール健康障がい対策推進部会（8月、11月）、薬物依存症地域支援体制推進部会（10月、11月）、ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会（10月、12月）を開催し、依存症者支援の課題抽出、解決策検討を実施。
- ミニフォーラムを実施。（12月～1月、計4回）
計 132 名参加
- 府保健所（全 11 保健所）において、精神保健医療にかかる会議を開催し、依存症について検討。
- アルコール健康障がい対策推進部会で意見をもらい、マニュアルを作成。
・かかりつけ医「アルコール健康障がい」研修会実施。（2月） 102 名参加
- 依存症土日ホットラインの開設に合わせて、依存症相談窓口周知用チラシやカード、ポケットティッシュを作成し、街頭啓発を行うとともに、市町村窓口、関係機関に配布、スーパーやコンビニに配架。府政だよりへの掲載、市町村広報紙への掲載の依頼等を実施。
- ギャンブル等依存症啓発ポスターを府内専門学校に公募して作成。大阪メトロやモノレールの駅、競艇場、競輪場、場外馬券場などにも掲示を依頼。
- 府民向けシンポジウムの開催。（2月） 251 名参加

自殺対策にかかる相談窓口の充実

<今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）>	<何をどのような状態にするか（目標）>	<進捗状況（H31.3月末時点）>
■ 自殺を防止するための相談体制の充実	◇成果指標（アウトカム）	

<p>・自殺にかかる電話相談と若者専用の電話相談を平日 9 時 30 分～17 時まで実施する。(若者専用電話は週 1 回)</p> <p>〔参考指標：H29 年度相談件数 6,238 件 わかものハートぼちぼちダイヤル 81 件〕</p> <p>・保健所で、警察と連携した自殺未遂者・その家族への相談を実施するとともに、支援機関の連携を強化。 (参考指標：H29 年度保健所支援者数 604 件)</p> <p>・救命救急センター等と連携し、「自殺未遂者支援センター」を運営し、救命救急センターに運ばれた自殺未遂者に対するフォローアップを実施。 (参考指標：H29 年度支援対象者 83 名)</p> <p>■ 自死遺族相談等への相談体制の充実</p> <p>・こころの健康総合センターと府保健所において自死遺族相談を実施。</p> <p>〔参考指標：H29 年度相談件数 こころの健康総合センター 44 件 府保健所 40 件〕</p> <p>■ 市町村自殺対策計画策定への支援</p> <p>・市町村自殺対策計画の早期策定に向けて大阪府自殺対策推進センター（こころの健康総合センターに設置）、府保健所等が必要な支援を実施。</p>	<p>(定性的な目標)</p> <p>・死にたいほどの悩みのある人が、1 人で抱え込まずに相談窓口にアクセスでき、悩みを相談できるようになる。</p> <p>・各機関の自殺未遂者への支援・連携方法が確立する。</p> <p>・自殺者数の減少傾向を維持する。</p> <p>◇成果指標（アウトカム）</p> <p>(定性的な目標)</p> <p>・自死遺族が自死という事実を客観的にとらえ、気持ちを整理することで、悲嘆から回復し、日常生活を取り戻すことができるようになる。</p> <p>◇成果指標（アウトカム）</p> <p>(定性的な目標)</p> <p>・年度末までに全市町村において自殺対策計画を策定し、府内全市町村での自殺対策の取り組みが進む。</p>	<p>○自殺にかかる電話相談を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの相談電話 2,464 件 ・こころの健康統一ダイヤル 5,046 件 ・わかものハートぼちぼちダイヤル 636 件 ・こころのLINE 電話相談 240 件 <p>○保健所と警察が連携して未遂者支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者 672 名 <p>○自殺未遂者支援センターにおいて救命救急センターに運ばれた未遂者のフォローアップを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者 92 名 <p>○H30 年の自殺死亡率は、14.5 で前年より 0.9 ポイント増加したが、H31 年 1 月～3 月は減少傾向にあることから、統計データを長期的に詳細分析する。</p> <p>○自死遺族相談を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> こころの健康総合センター 55 名 府及び中核市保健所 36 名 <p>○市町村自殺対策計画策定への支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> こころの健康総合センター 保健所を通じて市町村へ支援 18 回 市町村へ直接支援 108 回 府保健所から市町村へ支援 134 回 <p>○府内 41 市町村で自殺対策計画を策定。 ※未策定の 2 市町村の予定 (①R 元年 5 月、②R2 年 4 月)</p>
--	--	---

虐待事例に対する職員等へのサポート体制の強化		
<今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）>	<何をどのような状態にするか（目標）>	<進捗状況（H31.3月末時点）>
<p>■ 児童虐待事例に対応する関係機関職員の対応力の向上</p> <p>(1) 市町村、府保健所の虐待対応職員に対する基礎</p>	<p>◇成果指標（アウトカム）</p> <p>(1) 市町村、府保健所の虐待対応職員に対する基礎</p>	<p>○市町村、府保健所の虐待対応職員に対する基礎研</p>

<p>研修と応用研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期からの児童虐待予防に関する基礎研修(虐待防止協会と連携)。 <ul style="list-style-type: none"> 42 市町村・保健所保健師等・年 1 回 ・専門的な医学的知識、ケアが必要な児の児童虐待の早期発見、予防を学ぶ応用研修 <ul style="list-style-type: none"> 42 市町村・保健所保健師等・年 1 回 ・関係機関との連携による対応を理解するため、具体的な事例検討や、お互いの役割のロールプレイ実施などを含んだスキルアップ研修。 <ul style="list-style-type: none"> 保健所職員・こども家庭センターの虐待対応職員・41 市町村・家庭児童相談担当者・年 3 回 <p>(2) 児童虐待防止医療ネットワーク事業</p> <p>救急告示医療機関における児童虐待の早期発見のための院内体制を整備するために、拠点病院 2 か所を設置し、地域医療機関の児童虐待対応に関する相談窓口の設置、研修会、連絡会を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢各拠点病院で医療関係者及び保健、福祉関係者への研修会を開催 2 回ずつ 計 4 回 ➢各拠点病院で児童虐待対応の窓口である MSW 等の情報交換を開催 12 回ずつ 計 24 回 <p>(3) 精神保健の専門的助言、コンサルテーションの実施</p> <p>こころの健康総合センターや府保健所において、市町村職員や子ども家庭センター職員等に対して精神保健の専門的コンサルテーションを実施するとともに、事例検討会で助言等を行う。</p>	<p>研修と応用研修の実施</p> <p>(定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、府保健所の虐待対応職員等が、虐待事例への対応スキルを身につけるとともに、関係機関の連携が強化される。 <p>(2) 児童虐待防止医療ネットワーク事業</p> <p>(定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急告示医療機関が児童虐待の早期発見に努め、委員会を設置するなど、組織として判断し通告できるようにする。 <p>(3) 精神保健の専門的助言、コンサルテーションの実施</p> <p>(定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や子ども家庭センターの職員が、虐待事例のうち、親に精神疾患があるケースへの対応スキルを身につける。 	<p>研修と応用研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期からの児童虐待予防に関する基礎研修 (11 月～1 月、計 3 回) 163 名参加 ・専門的な医学的知識、ケアが必要な児の児童虐待の早期発見、予防を学ぶ応用研修 (6 月 講習、体験研修) 30 名参加 ・関係機関との連携による対応を理解するためのスキルアップ研修 <ul style="list-style-type: none"> 「児童福祉における広域自治体の役割と福祉専門職の役割」(8 月) 43 名 「『その人』を理解することから始まる支援～精神保健・母子保健・児童福祉・教育分野の連携をめざして～」(11 月) 113 名 「児童虐待予防スキルアップ研修」(2 月) 39 人 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> 「周産期におけるメンタルヘルスに関する研修会」(8 月、3 月) 計 151 名 (市町村関係 98 名 大阪府関係 53 名) <p>○児童虐待防止医療ネットワーク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者及び保健、福祉関係者への研修会を実施。(6 月～3 月、計 8 回) 計 621 名 ・児童虐待対応の窓口である MSW 等の情報交換 24 回実施。参加者 346 名 <p>○こころの健康総合センターや保健所において、精神保健の専門的コンサルテーション実施 53 回</p> <p>○事例検討会での助言 35 回</p>
---	--	---

参考指標：H29 年度 専門的コンサルテーション 61 回 事例検討会での助言 60 回		
--	--	--